## GALL

クリス・ウォン (Chris Wong、黄啓智) エグゼクティブ・パートナー、中国関連紛争部門責任者

取扱分野:

企業訴訟、中国関連紛争、倒産、詐欺/財産追跡、 仲裁、規制対応/刑事

弊所において、香港法に基づく中国関連紛争のプラクティスを 率いております。

多岐にわたるコーポレート及び企業紛争業務を専門としており、特に、複数の地域に及ぶ複雑な紛争、詐欺/財産回収、紛争性のある支払不能や倒産、破産管財業務、株主と合弁事業の紛争、賭博関連の紛争、金融商品の不当販売、サイバー犯罪、監査過失の賠償請求、SFC及びICAC捜査、労働紛争、司法審査に重点を置いております。国内外における仲裁や訴訟を本案とする差止命令申立て、ディスカバリー申立て(ノーウィッチ・ファーマカル開示命令申立てを含む)において豊富な経験を有しております。中国本土や海外の多くの企業や個人の紛争において、それらの代理人として、またはそれらを相手取った案件を取り扱っております。

キングス・カレッジ・ロンドンで法学士号を取得し、香港、そしてイングランド&ウェールズにてソリシターとして登録しております。英語、広東語、北京語が堪能です。

手がけた案件は多岐にわたりますが、その一部を以下にご紹介 いたします。

- 香港、中国本土、英領バージン諸島及びケイマン諸島における 仲裁・訴訟7件の国際的紛争(訴額3億5千万米ドル超)において、 中国の石油・ガス会社の代理人を務めた。
- ニューヨーク証券取引所に上場しているソーラー会社とその会長が負う20億米ドルを超える債務に関する訴訟で、同会長の代理人を務めた。
- 世界でも最大規模の未公開株式投資会社との間の訴額2億8千万米ドルの紛争で、中国本土で最も著名な女性実業家の一人の代理人を務めた。当該案件は詐欺的不実表示を根拠とする請求に関連しており、仲裁、差止命令手続(HCMP 473-474/2015)、裁判所侮辱罪手続(HCMP 585-586/2017)、その他の地域における手続に対応した。
- 多種の債券やエクイティ・リンク証券に関する書類を根拠にした 5億5千万米ドルの債務に関する裁判手続で、中国の不動産開発 会社(ケイマン諸島、英領バージン諸島、中国本土設立の関連会 社を保有)の大株主の代理人を務めた。





+852 3405 7620



chriswong@gallhk.com

## みなさまの声

「訴訟戦略が力強い。極めて柔軟に対応し、一歩一歩着実に事を進める。常にフォローアップを欠かさず、一歩先を読む点でも積極的だ。」 Recognised Practitioner, Dispute Resolution -Chambers Asia Pacific 2020

「クリスは、応答が極めて速く、クライアントに とっても親しみやすく、クライアントの懸念や目 的の核心を鋭敏にとらえてくれる。」

Recommended Lawyer, Dispute Resolution-Litigation – Legal 500 Asia Pacific 2020

Distinguished Practitioner, Dispute Resolution Asialaw Leading Lawyers 2020

ローヤー・オブ・ザ・イヤー受賞一香港 Benchmark Litigation Asia Pacific Awards 2019

紛争解決ローヤー・オブ・ザ・イヤー、ファイナ リスト一香港

ALB Hong Kong Law Awards 2019

「卓越した実務家一香港」受賞 Asialaw Regional Awards 2019

Future Star, Commercial and Transactions – Hong Kong

Benchmark Litigation Asia-Pacific 2018-2019

Recommended Lawyer, Restructuring & Insolvency Legal 500 Asia Pacific 2019

サービスの質において「最良の弁護士」にランク イン

Asia Law Profiles 2019 - Data Intelligence Report: Hong Kong

## GALL

- 日本の証券取引所上場会社の過半数株を保有する香港企業の支配権をめぐって株主/親族が争った紛争で、主要株主の代理人を務めた(Okada Holdings Ltd, HCMP 1324/2017 and HCMP 2446/2017)。株主の権利を差し止めるための作為的差止命令等に対応した。
- ・ 裁判所によって香港企業の管財人及び管理人に任命された四大会計事務所の一つの代理人を務めた。当該案件は、中国本土、英国及び香港で開始された法的手続から派生したもので、司法承認の法理と第21M条差止命令に関わる新奇で難解な法的論点を含んでいた (HCMP 1449/2014, CACV 243/2014)。
- 再生可能エネルギーセクターの中国本土の上場会社を相手取った訴額3億米ドルを超える仲裁手続を本案とする差止命令申立てにおいて、フォーチュン500の上位10社に入る会社の代理人を務めた。
- 詐欺及び財産回収訴訟とサイバー犯罪案件において、国際的銀行及び企業を代理して一方的差止命令申立てを行った。
- 5千4百万米ドルの請求をめぐるカリフォルニア州における裁判 を本案とした第21M条差止命令手続 (HCMP 3072/2014、 CACV 189/2015) において、大資産家の代理人を務めた。
- 漁業のグローバルマーケットを牽引する大企業グループを率いる香港の会社の代理人として、株主間紛争、不公正損害請求、ディスカバリー手続に対応した。
- 上場企業の暫定清算人を代理して、四大会計事務所の一つに対し監査過失を根拠として約4億香港ドルを請求し、当該請求を進めるため、訴訟費用資金提供者との間で資金提供措置を締結することに対する裁判所の許可を取得した。
- プライベートエクイティファンドを代理して、他のプライベートエクイティファンドに対し、契約違反を理由に4千万米ドルを請求した。紛争の背景となる財産は中国本土に所在するホテルである。仲裁、訴訟手続の中止の申立て、裁判所の選任した管理人の公正性に関する問題等を処理した。
- 契約違反を理由として、被告(フランクフルト証券取引所に上場している会社を通して事業を行なっている)に対し1千5百万ユーロを請求した中国人大資産家の代理人を務め、UNCITRAL規則に基づくHKIACの仲裁手続に対応した。中国政府機関と地元企業の制服用にデザインされた高級糸織物及びシャツの供給に関する案件であった。
- 世界最大の出版・金融情報提供会社の一つを代理して、不実表示及び詐欺の共謀があったと主張して元従業員が行なった請求に対し、被告側として対応した。
- 中国山水投資有限公司(香港証券取引所に上場している中国山水セメントグループ有限公司の主要株主)に対し申し立てられた計約4千万米ドルの債務に関連する清算申立て(HCCW 398/2015)において、債権者の代理人を務めた。

「彼は素晴らしい。」

「エグゼクティブ・パートナーであるクリス・ウォンは、手際が良く、万事抜かりがない。」 Market Leading Lawyer, Dispute Resolution & Litigation Asialaw Profiles 2019 and Asialaw Leading Lawyers 2018

Disputes Star of the Year ファイナリストー香港 Asialaw & Benchmark Litigation Asia Pacific Dispute Resolution Awards 2018

「クリス・ウォンは、極めて高い評価を受けてい る。 .

Recommended Individual, Dispute Resolution -Legal 500 Asia Pacific 2018

「クリス・ウォンは『非常に見識豊かで』、その 幅広い企業訴訟業務の一環として、倒産案件を取 り扱っている。専門は香港法に基づく中国本土関 連案件である。」

Recommended Individual, Restructuring & Insolvency - Legal 500 Asia Pacific 2018

Market Leading Lawyer, Dispute Resolution & Litigation

Asialaw Leading Lawyers 2017

Dispute Star of the Yearファイナリストー香港 Asialaw Asia-Pacific Dispute Resolution Awards 2016-2017

「クライアントによれば、『クリスは綿密で、信頼でき、行動も早く、よくコミュニケーションもとってくれる。』」

Rising Star, Dispute Resolution & Litigation - Asialaw Profiles 2017

「中国関連部門を率いるクリス・ウォンは、『対応が早く効果的』であり、『明確で綿密なアドバイスを提供してくれる。』」

Recommended Individual, Dispute Resolution - Legal 500 Asia Pacific 2017

「『非常に頭の切れる』クリス・ウォンは、破産、支払不能、企業紛争、詐欺、財産回復を含む幅広い業務を行っている。特にクロスボーダーな要素が関わるケースにおいて、頻繁に倒産実務家から依頼を受けている。」

Recommended Lawyer, Restructuring and Insolvency – Legal 500 Asia Pacific 2017

## GALL

- 承認済の有機スキンケア商品及び化粧品の中国本土における流通及び販売に関する合弁企業間の紛争において、株主を代理した。
- 米国のグローバルなカジノ・観光企業を代理して、ゲーム債権の回収を行った。
- リーマンブラザーズのミニボンドに関連したグローバルな金融機関による5億米ドルの請求において、台湾最大の証券投資会社の一つを代理した。
- ある取引及び措置が貸金業者条例上の「貸付け」の定義に該当するかが争われた終審法院に対する上訴事件において、律政司司長を相手取って、グローバル商業ファンディング有限公司を代理した (FACC 4/2015)。
- 9日間のトライアル期間における詐欺的不実表示を理由とした米国ファンドによる約1千6百万米ドルの請求について、個人を代理した。
- 国際的な銀行に対する、投資商品の不当販売を理由とする数百万ドルの損害賠償請求並びに香港金融管理局及び証券先物委員会(SFC)に対する不服申立てについて、大資産家と企業の代理人を務めた。
- 取締役の義務違反が問題となった大規模倒産案件において、申立人(債権者)と被申立人(債務者)を代理した。
- 香港の上場企業に対し、その受領した資金に関し数百万ドルを請求した大資産家を代理した(同案件は終審法院にて決着)。
- HSBC社を相手取った不法行為訴訟(HCA 842/2016)でLG Chem 社(韓国最大の上場化学薬品会社)の代理人を務めた。
- ・ 詐欺並びに資金横領及び秘密情報の使用に関する調査について、韓国に本社を置く多数のグローバル企業の代理人を務めた。
- 香港の上場会社を代理して、同会社に対する債権者による清算申立てに対応した。同申立てを支持する債権者の代替が争点となった (HCCW 122/2012)。
- SFCの調査において、アジアの最も著名な銀行家の一人及び香港の大手ブローカー企業を代理した。
- 香港の著名な女性実業家に関する ICAC の調査、及び、単独裁判官による区域法院の公判ではなく高等法院における陪審員による公判を求める司法審査申立てにおいて、当該女性実業家の代理人を務めた。

他にも、中国本土や海外に拠点を置く企業や個人の代理人として、HKIAC、UNCITRAL、ICC、CIETAC 規則に基づく 訴額の大きい仲裁の経験も有しております。高等法院に対する仲裁判断の取消申立ての経験も豊富です。

香港公認会計士協会が主催する倒産準備コースにおいて、清算と倒産について定期的に教鞭をとっております。